

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の2第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年7月23日
<b>【事業年度】</b>	第19期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
<b>【会社名】</b>	株式会社バルクホールディングス
<b>【英訳名】</b>	VLC HOLDINGS CO.,LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 大竹 雅 治
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
<b>【電話番号】</b>	03-5649-2500（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理本部長 五十嵐 雅 人
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
<b>【電話番号】</b>	03-5649-2500（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理本部長 五十嵐 雅 人
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出した第19期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の内容

社外監査役

責任限定契約の内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_罫で表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

\_\_コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

<略>

(訂正後)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

<略>

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の内容

(訂正前)

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会により業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、平成25年3月31日現在において、取締役6名で構成されており、毎月1回の取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の報告、審議、決議等を行っております。

監査役会は、平成25年3月31日現在において、監査役4名（全員が社外監査役）で構成されており、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行い、または決議を行っております。監査役は、取締役会や必要に応じて各種会議に出席し、また、会社の業務や財産状況の調査などを行っております。

内部監査室は、平成25年3月31日現在において、2名で構成されており、会社業務の適正な運営、的確な改善及び能率の向上を図るとともに、会計面でも財産を保護し不正誤謬の予防に資することを目的として、徹底した内部監査に取り組んでおります。

内部監査、監査役監査及び会計監査の連携につきましては、内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携をとりながら内部統制を常に管理し、効率的な監査の実施に努めております。

<略>

(訂正後)

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会により業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、取締役7名(3名が社外取締役)で構成されており、毎月1回の取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の報告、審議、決議等を行っております。

監査役会は、監査役3名(全員が社外監査役)で構成されており、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行い、または決議を行っております。監査役は、取締役会や必要に応じて各種会議に出席し、また、会社の業務や財産状況の適正な運営、的確な改善及び能率の向上を図るとともに、会計面でも財産を保護し不正誤謬の予防に資することを目的として、徹底した内部監査に取り組んでおります。

内部監査室は、2名で構成されており、会社業務の適正な運営、的確な改善及び能率の向上を図るとともに、会計面でも財産を保護し不正誤謬の予防に資することを目的として、徹底した内部監査に取り組んでおります。

内部監査、監査役監査及び会計監査の連携につきましては、内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携をとりながら内部統制を常に管理し、効率的な監査の実施に努めております。

<略>

(訂正前)

社外監査役

当社の社外監査役は、平成25年3月31日現在において4名であります。

社外監査役4名は、何れも当社と人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役鳩原恵二は、複数の上場会社の管理職を長年に亘り経験しており、財務、会計及び当社の業務に関して相当程度の知見を有していることから、経営監視機能を担っていただいていると考えております。なお、社外監査役鳩原恵二は、平成25年3月31日現在において、当社株式を25株保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。

社外監査役清水勝士は、財務省で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、経営監視機能を担っていただいていると考えております。

社外監査役福田健は、衆議院議員秘書で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、経営監視機能を担っていただいていると考えております。

社外監査役濱田満は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、経営監視機能を担っていただいていると考えております。

以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

当社において、社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査の連携につきましては、内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携をとりながら内部統制を常に管理し、効率的な監査の実施に努めております。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役4名による監査を実施しており、経営の監視機能は十分に機能する体制が整っていると考えているため、社外取締役は選任しておりません。

(訂正後)

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の西澤岳志は、西澤管財株式会社の代表取締役を兼務しております。西澤管財株式会社は平成25年3月31日現在において、当社株式を10,000株保有しております。それ以外に人的関係、

資本的関係又は取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。

社外取締役の野村一洋は、株式会社マッハ・システムズの代表取締役を兼務しております。株式会社マッハ・システムズは平成25年3月31日現在において、当社株式を9,920株保有しております。それ以外に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。西氏以外の社外取締役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の鳩原恵二は、平成25年3月31日現在において、当社株式を25株保有しております。それ以外に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係がないものと判断しております。同氏以外の社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役鳩原恵二は、複数の上場会社の管理職を長年に亘り経験しており、財務、会計及び当社の業務に関して相当程度の知見を有していることから、経営監視機能を担っていただいていると考えております。なお、社外監査役鳩原恵二は、平成25年3月31日現在において、当社株式を25株保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。

社外監査役清水勝士は、財務省で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、経営監視機能を担っていただいていると考えております。

社外監査役濱田満は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、経営監視機能を担っていただいていると考えております。

以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役及び社外監査役として選任しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議へ出席し、豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

当社は、会社経営全般に関して豊富な経験を有した社外取締役及び社外監査役を選任し、より広い視野に基づいた経営の意思決定を行うとともに経営監視機能を強化し、より客観性及び中立性の高い体制を維持できると考えております。

また、内部監査、監査役監査及び会計監査の連携につきましては、内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携をとりながら内部統制を常に管理し、効率的な監査の実施に努めております。

#### 責任限定契約の内容

(訂正前)

イ 当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、平成25年3月31日現在では、取締役西澤岳志及び二木教夫、監査役鳩原恵二、清水勝士、福田健及び濱田満との間で責任限定契約を締結しております。

<略>

(訂正後)

イ 当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善  
意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、  
取締役西澤岳志、二木教夫及び野村一洋、監査役鳩原恵二、清水勝士及び濱田満との間で責任限  
定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最  
低責任限度額であります。

< 略 >